

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正

- ・一般廃棄物処理施設設置許可申請
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の休止
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の休止
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・救急病院の認定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定
- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・保安林の指定
- ・道路の区域変更

所管課（室）名

地域づくり推進課
資源循環推進課
福祉保健課
〃
〃
〃
〃
〃
医療政策課
障害福祉課
漁業振興課
林政課
道路維持課

◎ 公 告

- ・一般競争入札の実施
- ・落札者等
- ・地籍調査の成果の認証
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催
- ・港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催

管財課
情報システム課
土地対策室
経営支援課
畜産課
港湾課

告 示

長崎県告示第682号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年10月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第 2 条関係） 交通政策課関係						別表（第 2 条関係） 交通政策課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1 ～21 略						1 ～21 略					
22	長崎県 貸切バ ス事業 継続等 支援事 業奨励 金	新型コロ ナウイル ス感染症 の感染予 防対策や 交流人口 拡大に向 けた利用 促進対策 を講じな がら貸切 バス事業 を継続す る貸切バ ス事業者 を支援す る。	貸切バス 1 台あ たり200千 円 と し、長 崎 県 内 で保有する台数 を乗じた額とす る。	令和 2 年10月 1 日時 分で事 業に使 用する 台数を 基準と する10 分の10 以内の 額。た だし、 予算の 範囲内 で知事 が定め る額を 限度と する。	一般貸 切旅客 自動車 運送事 業を営 む者の うち、 長崎県 内に本 社があ る事業 者						
23	長崎県 自動車 運転代 行業継 続等支 援事業 奨励金	新型コロ ナウイル ス感染症 の感染予 防対策や 利用促進 対策を講 じながら 自動車運 転代行業 を継続す る自動車 運転代行 業者を支 援する。	随伴用自動車 1 台あたり30千円 とし、長崎県内 で保有する台数 を乗じた額とす る。	令和 2 年10月 1 日時 分で営 業に使 用する 台数を 基準と する10 分の10 以内の 額。た だし、 予算の 範囲内 で知事 が定め る額を 限度と する。	自動車 運転代 行業を 営む者 の う ち、法 人事業 者は本 社が、 個人事 業者は 本人の 住所地 が長崎 県内に ある事 業者						

長崎県告示第683号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理施設設置許可申請があったので、法第 8 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、その関係書類を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆
長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51番地 2
- 2 施設の設置場所
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1986番40
- 3 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設（焼却施設）
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
一般廃棄物のうち、し尿汚泥・浄化槽汚泥、し尿処理施設の槽清掃汚泥・その他の有機性汚泥、動植物性残さ、動物の死体（肉骨粉）
- 5 申請年月日
令和元年 9 月 5 日
- 6 縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所
長崎県県民生活環境部資源循環推進課（長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号）
長崎県県央振興局保健部環境課（長崎県諫早市栄田町26番49号）
川棚町住民福祉課生活環境係（長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地 1）
 - (2) 縦覧の期間及び時間
令和 2 年10月30日から令和 2 年11月30日までの午前 9 時から午後 5 時まで（県の休日を除く。）
- 7 意見書の提出
法第 8 条第 6 項の規定により当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに対象施設の種類及び設置場所、生活環境の保全上の見地からの意見の内容及びその理由並びに氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに所在地）を日本語で記載した意見書を、長崎県県民生活環境部資源循環推進課に提出することができる。

長崎県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
しめんばし薬局	株式会社 WITH YU 代表取締役 大村 裕一	長崎県諫早市天満町 5 - 6	令和 2 年10月 1 日	令和 8 年 9 月30日
ライオン薬局	株式会社ライオン調剤 代表取締役 大嶋 一鶴	長崎県諫早市永昌東町19-13	令和 2 年10月 1 日	令和 8 年 9 月30日
すみや薬局田平店	有限会社 すみや薬局 代表取締役 墨谷 泉	長崎県平戸市田平町小手田免 945- 5	令和 2 年10月 1 日	令和 8 年 9 月30日
おおしま薬局（諏訪店）	有限会社 小阪薬局 代表取締役 小阪 信幸	長崎県大村市諏訪 1 -878- 3	令和 2 年10月 1 日	令和 8 年 9 月30日

プエルト薬局	有限会社 アナング 代表取締役 綿谷 章	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷12番5	令和2年10月4日	令和8年10月3日
医療法人 明和会 伊崎脳神経外科・内科	医療法人 明和会 理事長 伊崎 明	長崎県大村市東本町168番地	令和2年10月1日	令和8年9月30日
ハーモニー薬局 川棚店	有 限 会 社 M・T ファーマシー 代表取締役 松本 直樹	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷375-3	令和2年10月1日	令和8年9月30日
いでた整形外科クリニック	出田 聡志	長崎県島原市親和町丁3565-11	令和2年10月1日	令和8年9月30日
株式会社 訪問看護ステーションこころ	株式会社 訪問看護ステーションこころ 代表取締役 荒木 喜久美	長崎県島原市湊新地町429番地溝田ハイツ101	令和2年10月1日	令和8年9月30日
はくあい堂しんわ薬局	博愛堂ファーマシー株式会社 代表取締役 水田 晋一郎	長崎県島原市親和町丁3565-8	令和2年10月1日	令和8年9月7日
小嶺徹歯科医院	小嶺 徹	長崎県諫早市高来町町名120-1	令和2年9月1日	令和8年8月31日
くすもと内科クリニック	医療法人博誠会 くすもと内科クリニック 理事長 楠本 泰博	長崎県大村市古賀島町80番地1	令和2年10月1日	令和8年9月30日
小松内科	小松 浩平	長崎県大村市上諏訪町883-1	令和2年10月1日	令和8年9月30日
医療法人 本多歯科医院	医療法人 本多歯科医院 理事長 本多 洋哉	長崎県南島原市南有馬町丁410	令和2年10月1日	令和8年9月30日

長崎県告示第685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和2年10月30日

長崎県知事 中村 法道

（休 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	休止年月日
小浜海月薬局	合同会社SHO 代表社員 森山 由海	長崎県雲仙市小浜町北本町1682-16	令和2年9月1日

長崎県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年10月30日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
医療法人 金森歯科医院	医療法人 金森歯科 医院 理事長 金森 秀樹	長崎県西海市西海町川内郷1248番地	令和2年6月29日
カメラアデンタルクリニック	医療法人 カメラア 理事長 長岡 和	長崎県大村市富の原2丁目408-1	令和2年7月31日
武部病院	医療法人陽迎堂 理 事長 武部 勝海	長崎県松浦市今福町北免2091-1	令和2年8月31日
訪問看護ステーション ところ	医療法人社団 幸寿 会	長崎県島原市湊新地町429番地溝田ハイツ 101号室	令和2年9月30日

長崎県告示第687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和2年10月30日

長崎県知事 中村 法道

(休 止)

事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		サービスの種類	休止年月日
泉の里デイサービスセンター	長崎県大村市東本町583	社会福祉法人 大村福祉会 理事長 小林 克敏	長崎県大村市徳泉川内町829	通所介護 通所型サービス（独自）	令和2年8月1日

長崎県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年10月30日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
オリピア薬局	長崎県西彼杵郡時津町浦郷270-12	古本 万里江	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1185番地10	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年9月30日

長崎県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	池田 泰介	長崎県佐世保市大和町1159-2			令和 2 年 9 月 7 日
あん摩マツサージ指圧	石橋 純子	長崎県西海市西彼町鳥加郷40番地			令和 2 年 9 月16日
はり・きゅう	石橋 純子	長崎県西海市西彼町鳥加郷40番地			令和 2 年 9 月16日

長崎県告示第690号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険 平戸市民病院	平戸市草積町1125番地12	令和 2 年11月29日	令和 5 年11月28日

長崎県告示第691号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
あしべ薬局	壱岐市芦辺町諸吉仲触 3 - 6	令和 2 年10月 1 日
はやま薬局	長崎市葉山 1 丁目 6 番 1 号	令和 2 年10月 1 日

長崎県告示第692号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

加入区

若松町西部加入区

長崎県告示第693号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町小串郷字栄浦210の 1、268の 1、268の 2、269の 1、269の 2、270、272
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栄浦210の 1・268の 1・270（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、272
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町東園字上西浦639番 1 地先から 諫早市多良見町東園字中西浦537番 1 地先まで	前	19.3～27.6	57.0	
	後	16.0～23.0	57.0	

公 告**一般競争入札の実施（公告）**

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入件名及び数量
 - ① 長崎県長崎地区で使用する電力
予定契約電力 2,779kW、予定使用電力量 6,686,200kWh
 - ② 長崎県県北地区で使用する電力
予定契約電力 913kW、予定使用電力量 1,701,700kWh
 - ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力
予定契約電力 1,449kW、予定使用電力量 3,300,400kWh

④ 長崎県庁舎で使用する電力

予定契約電力 2,300kW 予定使用電力量 8,019,600kWh

⑤ 長崎県五島地区で使用する電力

予定契約電力 332kW 予定使用電力量 465,400kWh

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 使用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 需要場所

長崎県が所管する施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号いずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。

(4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和2年10月13日改定）に基づく資格を得ていること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部管財課（施設班）

(電話) 095-824-1111（内線3000）

(提出期限) 令和2年11月27日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

(2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力

調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手場所、提出場所及び問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町 3-1

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512

(提出期限) 令和 2 年11月27日 午後 5 時まで

(提出方法) 直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

4 入札参加条件

当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町 3-1

(名称) 長崎県総務部管財課（施設班）

(電話) 095-824-1111（内線3000）

6 契約条項を示す場所

5 の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和 2 年11月27日までの間（県の休日を除く。）

(場所) 5 の部局等とする。なお、長崎県ホームページからも入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5 の部局等とする。

(2) 受領期限 令和 2 年12月 9 日 午後 5 時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和 2 年12月10日

購入件名	開始時間
① 長崎県長崎地区で使用する電力	13:30
② 長崎県県北地区で使用する電力	13:50
③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力	14:10
④ 長崎県庁舎で使用する電力	14:30
⑤ 長崎県五島地区で使用する電力	14:50

(開札場所) 長崎市尾上町 3-1 長崎県庁（行政棟） 4 階共用会議室 401会議室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。開札当日が悪天候（大雨、雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 5 の部局等に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities (Nagasaki area)
Contract: 2,779kW, Estimated volume of electricity: 6,686,200kWh.
 - ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenhoku area).
Contract: 913kW, Estimated volume of electricity: 1,701,700kWh.
 - ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenou・Shimabara area).
Contract: 1,449kW, Estimated volume of electricity: 3,300,400kWh.
 - ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Office Buildings
Contract: 2,300kW, Estimated volume of electricity: 8,019,600kWh.
 - ⑤ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Gotou area).
Contract: 332kW, Estimated volume of electricity: 465,400kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2021 through 31 March 2022
- (3) Place of supply:
 - ① Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki area
 - ② Nagasaki Prefectural facilities in Kenhoku area
 - ③ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou・shimabara area
 - ④ 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefectural Office Buildings.
 - ⑤ Nagasaki Prefectural facilities in Gotou area
- (4) Time-limit for tenders: 5:00 p.m. 9 December 2020

- (5) Date and time for the opening of tenders:
- ① Nagasaki area: 1:30 p.m. 10 December 2020
 - ② Kenhoku area: 1:50 p.m. 10 December 2020
 - ③ Kenou・Shimabara area: 2:10 p.m. 10 December 2020
 - ④ Nagasaki Prefectural Office Buildings : 2 : 30 p.m. 10 December 2020
 - ⑤ Gotou area: 2:50 p.m. 10 December 2020
- (6) Contact point for the notice:
- Public Property Management Division
General Affairs Department
Nagasaki Prefectural Government
3 - 1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN
Tel.095-824-1111 Ext.3000.

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の名称
業務番号：02電庁委第 9 号
業 務 名：電子申請システム等サーバ更新業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部情報システム課（電子県庁推進班）
〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 電話095-895-2235
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和 2 年 9 月16日
- 5 落札者
長崎県長崎市恵美須町 4 番 5 号
N B C 情報システム株式会社
代表取締役 藤原 正義
- 6 落札価格
36,500,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和 2 年 8 月 7 日
- 8 落札方式
最低価格

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和 2 年10月30日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長崎市	H28年度から R元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 坂本 2 丁目等 2 区域	令和 2 年10月20日

長崎市	H28年度から R元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 大島町等2区域	令和2年10月20日
佐世保市	H30年度から R元年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 平瀬	令和2年10月20日

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年10月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス大村店
長崎県大村市協和町628-2
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和2年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年10月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 対象とする家畜の種類 牛
- 2 開催期間及び場所
 - (1) 期 間 令和2年11月16日（月）から
令和2年12月11日（金）まで
 - (2) 場 所 長崎県島原市有明町湯江丁3600
長崎県農林技術開発センター畜産研究部門
- 3 受講者の定員
8名
- 4 受講資格
 - (1) 現在、牛の家畜人工授精師の免許を有する者
 - (2) 資格を取得した後、牛の体内受精卵移植業務を実施する見込みのある者
 - (3) 現在、牛の人工授精を実施しており、相当の経験を有する者
 - (4) その他、知事が必要と認めた者
- 5 受講料
32,000円

6 受講手続

講習会を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和2年11月4日（水）までに現住所管轄市町長又は管轄家畜保健衛生所を経由して提出すること。ただし、(5)及び(6)については、家畜改良増殖法施行規則第24条の2第1項の規定により講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとする者のみ提出すること。

- (1) 受講申込書（長崎県農林部畜産課又は家畜保健衛生所に備え置く。）
- (2) 履歴書（自筆、写真貼付）
- (3) 戸籍抄本
- (4) 家畜人工授精師免許証の写し
- (5) 受講及び修業試験免除申請書
- (6) 当該科目を修めたことを証する書面
- (7) 地域団体（農業協同組合等）の長の推薦書

7 受講者の決定

受講希望者が定員を超えるときは、資格を取得した後に牛の受精卵移植業務を十分行える状況にあること等を選考基準として受講者を決定する。

なお、受講の許可又は不許可は本人あて通知する。

8 講習科目及び時間数

(1) 学 科

科	目	時 間
専門科目	体内受精卵移植概論	8 時間
	受精卵の生理及び形態	16 時間
	体内受精卵の処理	16 時間
	受精卵の移植	8 時間

(2) 実 習

科	目	時 間
体内受精卵の処理 受精卵の移植	体内受精卵の処理	50 時間
	受精卵の移植	26 時間

9 修業試験

講習科目6科目について、令和2年12月11日（金）に修業試験を実施する。

10 その他

受講を許可された者で、病気その他の理由により講習会に出席できない者は、その旨を長崎県農林部畜産課長あて文書（FAX可）で通知すること。

港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催（公告）

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、次のとおり港湾隣接地域の指定に関する公聴会を開催する。

令和2年10月30日

池島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1. 日時

令和2年11月19日（木）午前11時00分

2. 場所

長崎市北総合事務所池島開発総合センター（長崎市池島町154-13）

3. 指定予定区域

(1) 池島港 池島地区

① 位置

長崎県長崎市池島町字後道217番8から長崎県長崎市池島町字池ノ端153番2に至る区域。

② 区域

次の基点1から基点4まで順次直線で結んだ線、基点1から173度91分に引いた線、基点4から323度30

分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。また、次の基点 5 から基点13まで順次直線で結んだ線、基点 5 から222度33分に引いた線、基点13から104度75分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

基準点

長崎県長崎市池島町字鏡池200番28の地先護岸に設置された 2 級基準点（2－35）

（北緯32度53分21.36秒、東経129度36分24.57秒）

以下「基準点」という。

基点 1	基準点から	200度00分	427mの標示杭
基点 2	基点 1 から	82度00分	48mの標示杭
基点 3	基点 2 から	28度20分	147mの標示杭
基点 4	基点 3 から	262度10分	47mの標示杭
基点 5	基点 4 から	13度30分	156mの標示杭
基点 6	基点 5 から	2 度30分	158mの標示杭
基点 7	基点 6 から	276度10分	54mの標示杭
基点 8	基点 7 から	252度00分	78mの標示杭
基点 9	基点 8 から	276度10分	101mの標示杭
基点10	基点 9 から	255度00分	99mの標示杭
基点11	基点10から	217度20分	156mの標示杭
基点12	基点11から	332度00分	82mの標示杭
基点13	基点12から	39度20分	211mの標示杭

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八二四）
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ン
弥ト